

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年7月30日

香川県監査委員 宮本 欣貞
同 都村 尚志
同 鍋嶋 明人
同 仲山 省三

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
文書館	平成22年4月16日
県税事務所	平成22年4月22日
職員課（健康管理室）	平成22年5月19日
県民活動・男女共同参画課（県民室・消費生活センター）	〃
青年センター	〃
国際課（パスポートセンター）	〃
秘書課	平成22年5月20日
危機管理課	〃
消防学校	〃
税務課	平成22年5月26日
人権・同和政策課	〃
広聴広報課	〃
総務学事課	平成22年6月1日
総務事務集中課	〃
人事・行革課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

- (ア) 県税の延滞金の調定について、滞納繰越に係る調定額の計上に誤りがあった。（税務課）
- (イ) 県たばこ税の調定伺について、訂正方法が適正でないものがあった。（県税事務所）
- (ウ) 行政財産使用許可に係る使用料について、収入調定が9か月遅延しているものがあった。（県民活動・男女共同参画課）

イ 支出事務について

消費生活情報提供に係るインターネット接続サービス利用契約について、サービス提供事業者の規約に定められた解約手続が遅延したため、利用していない期間1か月分の利用料を支払っていた。(県民活動・男女共同参画課)

ウ 旅費の支給について

(ア) 県内旅費について、旅費システムにおける申請漏れがあり、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。

また、職員から提出された自家用車公務使用申請書及び領収書添付票は、支出負担行為担当者が適正に保管する必要がある。(人事・行革課)

(イ) 県内旅費について、旅費システムにおける申請漏れがあり、支給されていないものがあったので、追給する必要がある。(職員課)

エ 委託契約について

(ア) 随意契約による委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表していないものがあった。(総務学事課、危機管理課)

(イ) 職員住宅に係る消防設備の点検業務委託について、契約書で委託業務の内容(住宅ごと、設備ごとの個数)を明確にしておく必要がある。(職員課)

オ 指定管理について

県営駐車場の指定管理について、毎月提出される報告書を駐車場ごとに精査するとともに、指定管理者の行う再発防止策が確実に実施されるよう注視し、所要の指示を行う必要がある。(総務学事課)

(3) 検討指示事項

繰越金について

集中管理特別会計の文書管理費の繰越金について、繰越額が増加しているため、浄書費単価の見直し等により繰越額の減少を検討する必要がある。(総務事務集中課)